

介護老人保健施設コミュニティホーム美唄訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション) 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会福祉法人溪仁会が開設する介護老人保健施設コミュニティホーム美唄（以下「当事業所」という。）において実施する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所では、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画に基づいて理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健・医療・福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

7 当施設は、介護老人保健施設サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

(1) 事業所名 介護老人保健施設コミュニティホーム美唄 訪問リハビリテーション事業所

(2) 開設年月日 令和3年10月1日

(3) 所在地 北海道美唄市東5条南7丁目5番1号

(4) 電話番号 0126-66-2001 FAX番号 0126-66-2005

(5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (0156180028号)

(職員の職種、員数)

第5条 当事業所の職員の職種、必置数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。ただし、必要によって定数を超えた職員を置くことができる。

職 種	法定必要人数	実配置人数
(1) 医師	1 人	それぞれ左記の必要人数以上の配置
(2) 療法士	1 人以上	
・作業療法士		
・理学療法士		
・言語聴覚士		

(職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 医師は、利用者の身体機能の維持または向上のため、リハビリテーションの提供を行うにあたり、診療を行い理学療法士、作業療法士または言語聴覚士に指示をすること及び利用者の健康管理、その他保健衛生の指導を行う。
- (2) 理学療法士、作業療法士・言語聴覚士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画または介護予防訪問リハビリテーション計画（以下「訪問リハビリテーション計画等」という。）に基づき、利用者の居宅において理学療法、作業療法または言語聴覚法等により、指定訪問リハビリテーション等を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第7条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の営業日及び営業時間は、以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。ただし、祝日及び12月30日から1月3日を除く。
- (2) 営業日の午前9時00分から午後5時00分までを営業時間とする。

(事業の内容)

第8条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、以下の各号に定める事項に留意し実施するものとする。

- 2 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、利用者の心身の状態及び生活環境を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、事業所医師及び主治医の診療による指示または主治医意見書による指示に基づき作成した、訪問リハビリテーション計画等に沿って実施するものとする。
- 3 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあたっては、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問リハビリテーション計画等の修正を行い、改善を図るよう努めるものとする。
- 4 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供にあたっては、利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的及び具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備その他療養上必要な事項について、利用者及びその家族に理解しやすいよう指導または説明を行うものとする。
- 5 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を実施した場合は、終了後速やかに利用者の氏名、実施日時、実施したリハビリテーションの要点及び担当者の氏名を記録するものとする。
- 6 各種加算の算定を受ける場合は、以下のとおりとする。

- (1) 訪問リハビリテーション
リハビリテーションマネジメント加算、短期集中リハビリテーション実施加算、サービス提供体制強化加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
- (2) 介護予防訪問リハビリテーション
サービス提供体制強化加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、事業所評価加算、短期集中リハビリテーション実施加算

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

美唄市内

(身体の拘束等)

第11条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の利用者の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第12条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(緊急時の対応等)

第13条 リハビリを実施する職員は、リハビリテーション等の提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）担当責任者及び施設医師に連絡することとする。

- 2 報告を受けた責任者等はリハビリ職員と連携し主治医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告をしなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第14条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーションサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生時の対応)

第15条 当事業所の管理者は、利用者に対するリハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員または地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 当事業所は、利用者に対するリハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償の手続きを行うものとする。

(職員の服務規律)

第16条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第17条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第18条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人溪仁会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第19条 当事業所職員は、当事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第20条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことが無いよう指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第21条 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示する。
- 2 当事業所は、適切な訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 3 訪問リハビリテーション（介護予防通訪問リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人溪仁会介護老人保健施設コミュニティホーム美唄の役員会等において定めるものとする。

付則

この運営規程は、令和5年6月1日から施行する。

沿革

- この運営規程は、令和3年10月1日から施行する。
- この運営規程は、令和5年6月1日から施行する。